

市政情報

夜間納税相談窓口

日中來庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

3月18日(金)、4月28日(木)午後5時15分～7時

21-1409 23-2238

固定資産税のお知らせ

固定資産税の納税通知書は、原則として1月1日に所有者として登記されている人の住所、所在地へ毎年5月上旬に送付しています。

次のように納税通知書を受領する人の住所が変更となる場合は、課税課へ届出が必要です。

- 市内に住民登録のない人が、法務局で住所変更の手続きをせずに引越す場合
出国する場合
住民登録地とは異なる場所へ送付を希望する場合

未登記家屋の届出

法務局に登記されていない家屋(未登記家屋)について、次の場合は届出が必要です。
未登記家屋を新築・増築した場合
や取り壊した場合は

売買・相続・贈与等により未登記家屋の所有者が変わった場合

21-1444 23-2238

固定資産税の縦覧と閲覧

令和4年度土地・家屋価格等の縦覧

土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地・家屋の価格を縦覧し、自己の土地・家屋の価格と比較することができま

4月1日(金)～5月31日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる人

納税者、納税者の同居の親族、委任状を持参した代理人

持 運転免許証、健康保険証等の身分証明書(法人の場合は、このほか社員証)
費 無料

固定資産税課税台帳の閲覧

所有資産に関する令和4年度の価格等の閲覧ができます。

4月1日(金)から(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

閲覧できる人

納税義務者、納税義務者の同居の親族、委任状を持参した代理人、借地人、借家人、1月1日以後に所有者となった人など
持 運転免許証、健康保険証等の身分

浄化槽の各種届出

浄化槽法の規定により、転入・転出等をされる人は次の届出書を環境センターまで提出してください。
なお、様式は市HPからダウンロードできます。

Table with 3 columns: 届出の種類, 内容, 提出期間. Rows include 浄化槽使用開始報告書, 浄化槽使用廃止届出書, etc.

申・問 環境センター 24-2888 24-2838

市政情報

講座・教室

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報 (伝言板・文書)

4月から 市役所の組織が一部変わります

Table showing organizational changes: 改正前 (環境政策課, 危機管理防災課) vs 改正後 (環境政策課, 危機管理防災課)

「東松山市エコタウンプロジェクト基本計画・実施計画」の計画期間が令和3年度で終了することに伴い、エコタウン推進室を環境政策課に統合します。

令和元年東日本台風で被災された人の住まいの再建が完了した世帯の割合は、令和3年12月末時点で95%を超えました。このため、被災者生活再建支援室を危機管理防災課に統合し、全ての人が生活再建を完了するまで支援を継続します。

令和4年度機構図は市HPから確認できます。
政策推進課 21-1411 22-5516



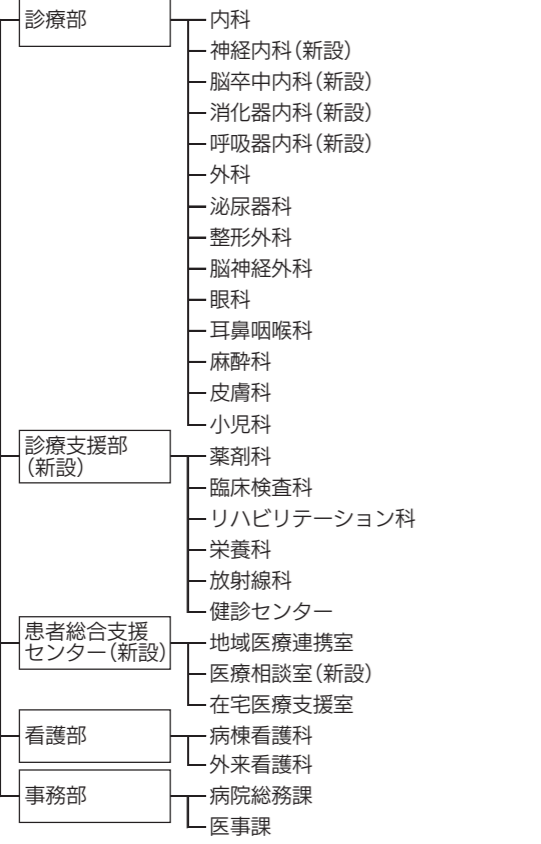
4月から 市民病院の組織が変わります

内科の細分化
病院の経営基盤を強化するため内科の診療科を細分化させ、神経内科、脳卒中内科、消化器内科、呼吸器内科を設置し、専門性を高めます。

診療支援部の新設
コメディカル部門(医療技術部門)を診療支援部として独立させ、コメディカル部門と健診部門を配置します。

患者総合支援センターの新設
患者総合支援センターを新設し、地域医療連携室、医療相談室、在宅医療支援室を配置します。

病院総務課への名称変更
管理課を病院総務課へ名称変更します。
市民病院管理課 24-6111 22-0887



男女共同参画情報 ミニほっとらいん

デートDVとは?

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、夫婦間だけでなく、恋人同士の間でも起きています。交際相手からの暴力を「デートDV」といい、性別に関わりなく被害者となる可能性があります。

暴力を振るうきっかけは様々あり「メールをすぐに返信しなかったから」という単純な理由から始まる場合もあります。

デートDVをする人は、相手を自分の思いどおりにコントロールしようとして、相手の心だけでなく、生活、部活や勉強、友人とのつき合いなどにもダメージを与えます。

あなたが嫌だと思えることを受け入れる必要はありません。これってDV?相手との関係が少しおかしいな?と思ったら、一人で悩まず信頼できる人に相談しましょう。

相談先 配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課) 81-5702(平日 午前8時30分～午後5時15分)
※緊急時は110番へ
人権市民相談課 21-1416 23-2236